

レンタル約款

第1条（総則）

- 1、建設機械レンタル基本約款（以下【本契約】という。）は賃借人を甲、賃貸人を乙とし双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
- 2、乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という）を提供する。

第2条（個別契約）

- 1、物件毎のレンタル契約（以下【個別契約】という。）は甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2、甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
- 3、個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
- 4、個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえ決定する。

第3条（レンタル期間）

- 1、レンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返却日（レンタル終了日）までとする。
- 2、使用日数は原則として貸出日より返納を似て計算する。
- 3、個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条（レンタル料）

- 1、レンタル料とは、基本的に物件の「賃貸借料」をいう。また甲は別途、物件に対する「基本管理料」及び「補償料」を乙に支払わねばならない。
- 2、レンタル期間中において、物件の使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し当該機関のレンタル料金を支払わなければならない。

第5条（基本管理料）

甲は、物件の引き渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするために、乙が行う点検及び作業費用として別途乙に支払う。

第6条（補償料）

補償料とはレンタル期間中の物件が破損、盗難の不慮の事故に遭遇した場合に甲の負担を軽減する制度に加入しその適用を受けるための費用をいう。ただし、あらかじめ補償対象外と規定している場合は、補償料支払いの如何にかかわらず適用はしない。

第7条（保証金）

乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託する。

第8条（物件の引渡し・保守・管理・月次点検）

- 1、甲は物件の引渡しから返却完了までは、管理者として正常な状態を維持管理しなければならない。
- 2、月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任とする。

3、物件の引渡しにかかる搬入の運搬費は甲の負担とする。

第9条（物件使用資格）

- 1、甲は、操作・使用に資格が必要な物件は有資格者が行わなければならない。
- 2、甲が無資格で操作・使用し、事故が発生した場合乙は、一切の責任を負わない。

第10条（通知義務）

- 1、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき
 - (6) 物件の事故・物件に損傷を与えたとき
- 2、物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第11条（契約の終了と物件の返還）

- 1、個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領書を交付する。
- 2、返還に伴う運搬費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3、物件の返還は、甲乙双方の立ち合いのうえ行うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 4、物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用（修理費、清掃費等を）を乙に支払う。

第12条（補則）

本約款および個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。